

4 主な中小企業税制の見直し

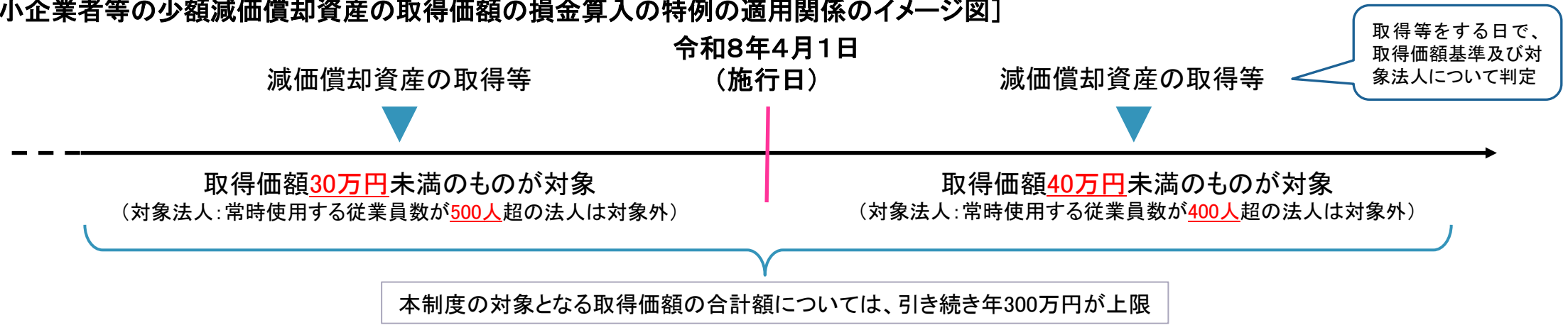
(1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例及び中小企業経営強化税制の見直し

1 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、令和8年4月1日以後に取得等（取得、製作又は建設をいいます。以下同じです。）をする減価償却資産の取得価額基準が30万円未満のものから40万円未満のものに引き上げられ、その適用期限が3年延長されました（措法67の5①、改正法附則65）。また、同日以後に減価償却資産を取得等する場合において、本制度の対象となる法人から常時使用する従業員数が400人を超える法人が除外されました（措令39の28①一、改正措令附則20）。

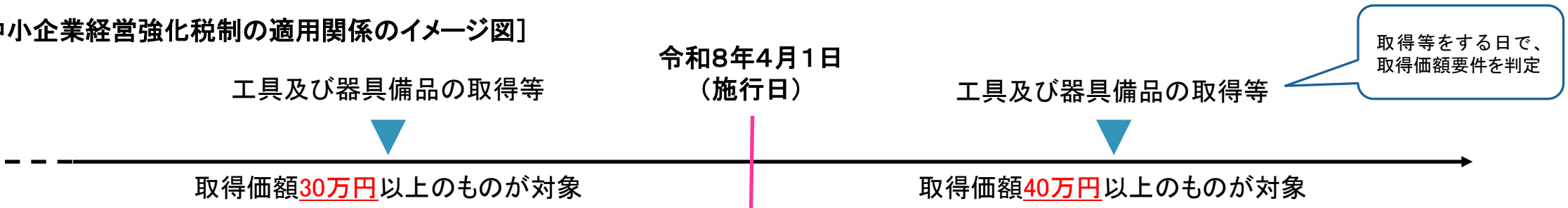
なお、本制度の対象となる取得価額の合計額については、引き続き年300万円が上限とされています（措法67の5①）。

2 中小企業経営強化税制（措法42の12の4）について、令和8年4月1日以後に取得等をする工具及び器具備品の取得価額要件が30万円以上のものから40万円以上のものに引き上げられました（措令27の12の4②、改正措令附則16）。

[上記1の中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用関係のイメージ図]



[上記2の中小企業経営強化税制の適用関係のイメージ図]



(2) 中小企業投資促進税制の見直し

本制度(措法42の6)における工具の取得価額要件のうち「1台又は1基の取得価額が30万円以上の工具の取得価額の合計額が120万円以上であること」との要件が「1台又は1基の取得価額が40万円以上の工具の取得価額の合計額が120万円以上であること」との要件とされました(措令27の6⑤二)。

なお、上記の見直しは、令和8年4月1日以後に終了する事業年度から適用されますが、施行日である令和8年4月1日をまたぐ事業年度については、経過措置が設けられています(改正措令附則14①②)。

[令和8年4月1日(施行日)をまたぐ事業年度の適用関係のイメージ図]

